

各都道府県水産主務部長 殿

水産庁資源管理部長

くろまぐろ小型魚の漁獲に係る操業自粛の要請について

日頃から、くろまぐろの管理に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。さて、第 3 管理期間(*1)の 30 キログラム未満のくろまぐろ小型魚の漁獲量は 3,201 トン(平成 30 年 1 月 19 日現在)となっており、漁獲枠 3,424 トン(*2)の 93%に達しています。この状況は、一部都道府県における大幅な漁獲超過によるものであり、漁獲枠を残した都道府県が多く残る中ではありますが、これらの都道府県がこのまま漁獲を継続した場合、本管理期間の WCPFC の国際約束を遵守できないこととなります。

このため、漁獲枠を残している都道府県の漁業者には大変申し訳ございませんが、本年 6 月まで第 3 管理期間中の全ての沿岸漁業者に対し、くろまぐろ小型魚の漁獲に係る操業自粛を下記のとおり要請します。

つきましては、貴管下の関係漁業者及び関係漁業団体等に対し、本要請の速やかな周知徹底と指導を行っていただくとともに、流通加工業者、消費者、遊漁船業者等関係者への理解と協力を求めていますよう、よろしくお願ひします。

また、今回の操業自粛要請により漁業者の収入が減少した場合、漁業収入安定対策事業によって減収の補填が受けられることも周知徹底してください。

なお、同事業に現在加入していない漁業者についても加入は可能(*3)ですので、この機会に少しでも多くの漁業者の加入が図られ、補償対象となるよう特段の御指導をお願いします。

*1: 第 3 管理期間は、沖合漁業は平成 29 年 1 月から 12 月まで、沿岸漁業は平成 29 年 7 月から平成 30 年 6 月まで。

*2: 全国の漁獲枠は、「くろまぐろ型 TAC に関する基本計画(試行、平成 29 年 8 月 30 日一部改正)」で設定。

*3: 加入に当たっては、資源管理計画の作成と漁業共済への実質加入が必要。

記

- | | |
|---------|------------------------------------|
| 1. 漁獲状況 | 3,200.7 トン(全国の漁獲枠 3,423.5 トン) |
| 2. 通知日 | 平成 30 年 1 月 23 日 |
| 3. 要請内容 | 30 キログラム未満のくろまぐろ小型魚の漁獲に係る操業を自粛すること |

(参考)

【第 3 管理期間の小型魚漁獲状況(平成 30 年 1 月現在)速報値】

- | | |
|--------------------|------------------------------|
| 1. 沖合漁業 | 1,348.1 トン(枠: 1,606.0 トン) |
| 2. 沿岸漁業 | 1,852.6 トン(枠: 1,739.2 トン) |
| ①定置漁業共同管理ブロック | 917.7 トン(枠: 580.5 トン) |
| ②漁船漁業広域管理ブロック | 5.5 トン(枠: 7.9 トン) |
| ③都道府県別管理(上記ブロック以外) | 929.4 トン(枠: 1150.8 トン) ※1 |
| 3. 1 + 2 の合計(総漁獲枠) | 3,200.7 トン(枠: 3,423.5 トン) ※2 |

※1 都道府県別管理の漁獲枠は、都道府県枠の合計

※2 総漁獲枠には留保 78.3 トンを含む